

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策に関する基本方針

社会福祉法人渡良瀬会（以下「法人」という。）は、公正かつ安心できる採用活動を実施するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び適切な対応に関する基本方針を次のとおり定める。

- 1 法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを容認しない。
- 2 この方針において「求職者等」とは、採用に応募する者、採用に資する活動に参加する者及び実習を受ける者をいう。
- 3 この方針において「求職活動等」とは、採用面接、説明会、職場見学、インターンシップ、教育実習、看護実習その他採用又は職業の選択に資する活動をいう。なお、オンラインを介したものを含む。
- 4 法人は、職員が求職者等に対して性的な言動を行わないよう徹底する。
- 5 法人は、求職活動等に関するルールとして、面談の時間、場所、方法、実施体制及び連絡手段をあらかじめ明確にし、職員及び求職者等に周知するとともに、必要な啓発を行う。
- 6 法人は、相談窓口を設置し、求職者等からの相談に適切に対応する。
- 7 法人は、事案が発生した場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた者への配慮、行為者への厳正な対処及び再発防止に必要な措置を講ずる。
- 8 法人は、相談又は事実確認への協力等を理由として、職員に対し不利益な取扱いを行わない。
- 9 法人は、相談者、被害者及び関係者のプライバシーを保護し、情報管理を徹底する。
- 10 法人は、職員に対し、採用活動における適切な言動に関する必要な研修を行う。
- 11 この方針の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本方針は、令和8年10月1日から施行する。